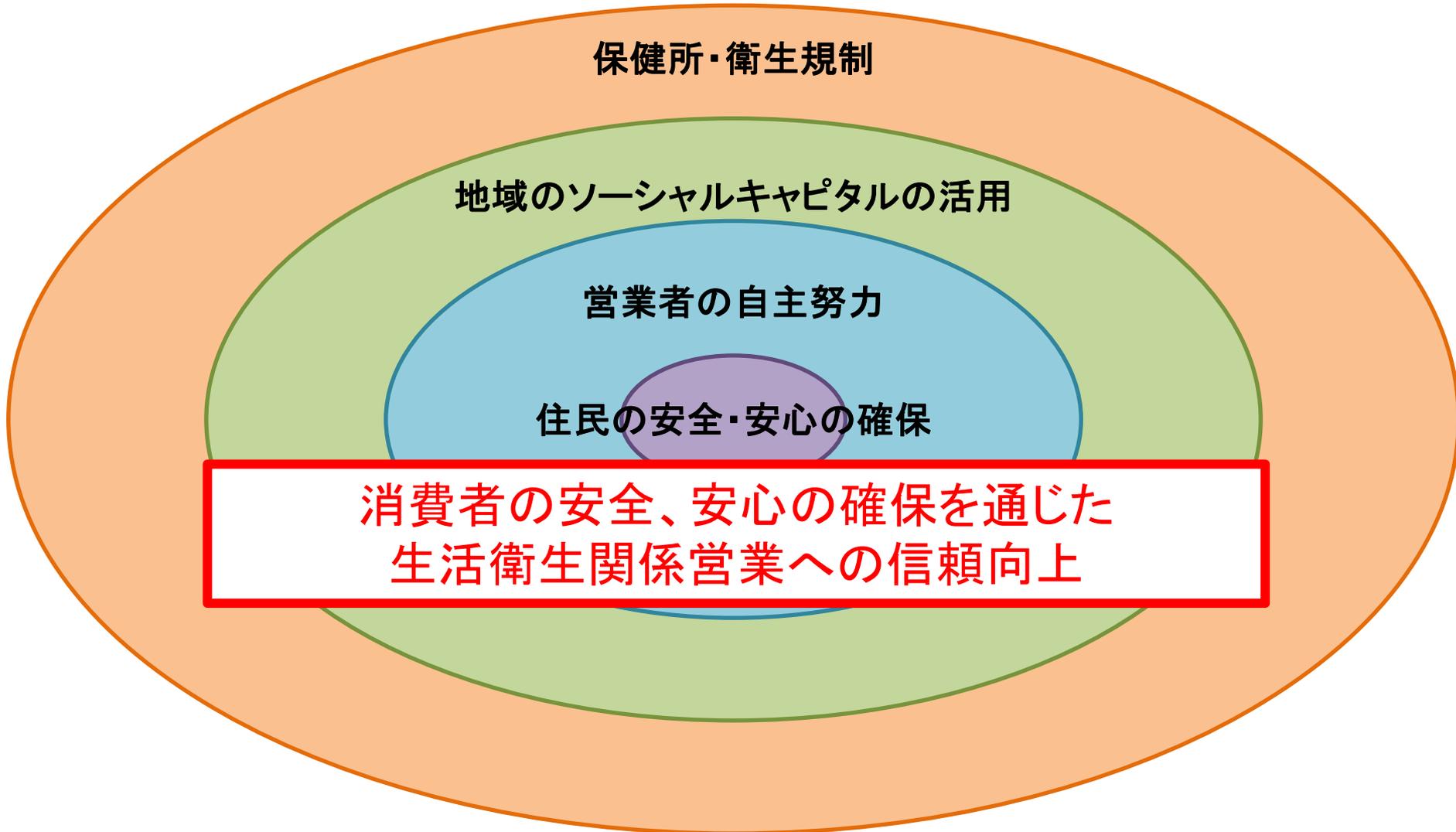


生活衛生関係営業に係る 衛生水準の向上

生活衛生関係営業に係る衛生水準の向上

[消費者を取りまく三層構造]



生活衛生関係営業に係る衛生水準の向上

[営業者の自主努力]

消費者に対する安全、安心の確保を通じた信頼性を向上させるために、まずは営業者の自主努力による取り組みを通じて、衛生水準の向上を図るべきではないか。

営業者の自主努力

- 衛生水準の確保
 - Sマークの取得促進(補助金も活用)
 - ・サービスの品質の開示・損害賠償保険
- 業種ごとの自主点検表の普及
- 店舗における衛生責任者の明確化
 - 主任となるクリーニング師、管理理・美容師
- 人材養成 →従業員教育

【現状】

- 保健所あるいは県指導センターのHPに自主点検表を掲載しているところもある。
- 指導センター(又は環境衛生協会)が任命した生活衛生関係営業の指導員を活用し、その普及に努めている保健所もある。

生活衛生関係営業に係る衛生水準の向上

[地域のソーシャルキャピタルの活用]

ソーシャルキャピタルである生活衛生関係営業同業組合の活用により、地域における衛生水準の向上を図るべきではないか。

地域のソーシャルキャピタルの活用

- 組合における衛生水準向上の取り組み
 - 生活衛生関係補助金による支援
 - (例)・麺等における原産地表示ボードの作成
 - ・食肉の安全な取り扱い等について食肉販売店の営業者指導
- 自治体による新規営業者等の組合への加入促進
 - 組合加入を促す通知発出(7月)

【現状】

- 非組合員の増加(新規加入が減少)
- 零細企業が主体である(大規模チェーン店が加入していない)
- 組合員の高齢化
- 組織力の低下
- 組合メリットの希薄

生活衛生関係営業に係る衛生水準の向上

[保健所・衛生規制]

環境衛生監視員の専門性確保及び監視機能の充実により、衛生水準の向上を図るべきではないか。

保健所・衛生規制

- 環境衛生 監視員の監視指導状況の格差の解消、改善
→ 年間計画作成・公表 → 実施状況公表
- 自治体間の連携・交流
→ 感染症等の広域マニュアル作成協力
- 非組合員への情報提供等の重点指導(行政情報、食中毒、感染症等)
- 環境衛生監視員の資質向上
→ 平成24年度予算で、環境衛生監視員講習制度の創設
(保健医療科学院と連携)

【現状・問題点】

- 監視員あたりの監視回数、業務の民間委託等、地域により格差がある。
- 環境衛生監視員の専門性低下(食品衛生等の他業務との兼務、技術系採用希望者の減少等)
- 環境衛生監視員の研修がない
- 非組合業者へのアプローチが分からない
- 組合、都道府県指導センター、環境衛生協会等との連携の状況が自治体によって差がある。

環境衛生監視員と食品衛生監視員の対比表

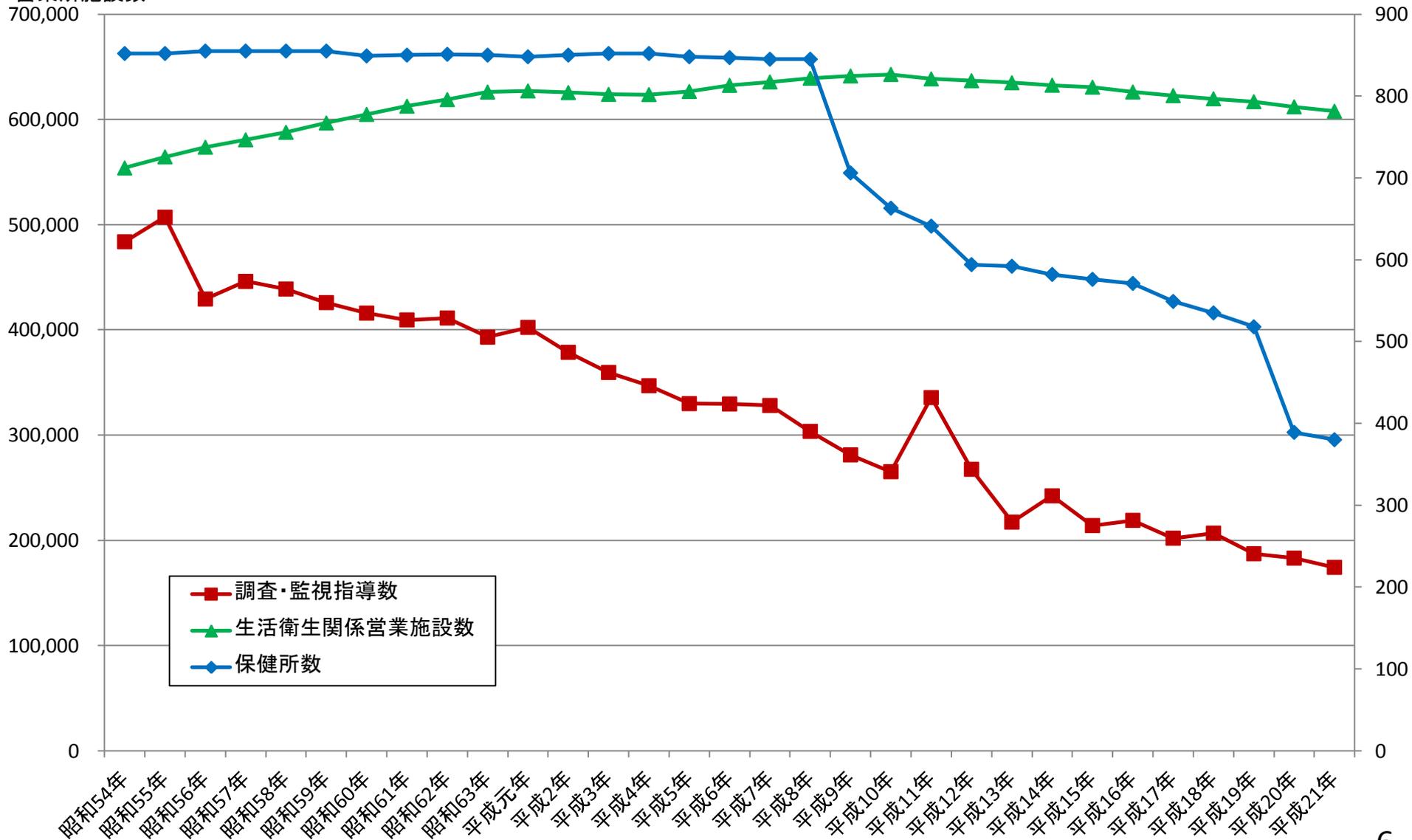
	環境衛生監視員	食品衛生監視員
監視員数 (22年度末)	5,809名 うち専従者:356名(6%)	7,810名 うち専従者:1,308名(17%)
資格	<p>以下のいずれかの条件(任用資格)を満たす公務員の中から、都道府県知事等により任命される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、水産学、農学、工学、理学又は保健衛生学の課程を修めて卒業した者 ●医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ●厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第135条に規定する国立保健医療科学院において環境衛生に関するコースの課程又はこれに相当する課程を修了した者 	<p>以下のいずれかの条件(任用資格)を満たす公務員の中から、厚生労働大臣又は都道府県知事等により任命される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者 ●医師、歯科医師、薬剤師、獣医師 ●学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、又は農芸化学の課程を修めて卒業した者 ●栄養士で、2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの
根拠法令等	「環境衛生監視員の任命について」 (昭和42年1月11日環衛第7003号厚生省環境衛生局長通知)	食品衛生法 (昭和22年12月24日法律第233号)
業務内容	<p>※主に保健所に所属</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理美容所の衛生措置についての立入検査、管理者の設置確認、資格者就業の確認 ●火葬場の管理についての立入検査 ●興行場の衛生措置についての立入検査 ●旅館(ホテルを含む。)施設の構造設備の検査 ●公衆浴場の衛生措置、構造設備の検査 ●化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備、衛生措置の検査 ●クリーニング所又は業務用の車両の衛生措置、クリーニング師の設置確認、苦情対応の確認 ●特定建築物の維持管理の状況の検査 	<p>※主に国の検疫所と地方自治体の保健所に所属</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品の検査や食中毒の調査、食品製造業や飲食店の監視、指導、助言 <p><検疫所の食品衛生監視員></p> <ul style="list-style-type: none"> ●輸入食品の収去検査 <p><保健所の食品衛生監視員></p> <ul style="list-style-type: none"> ●管内で製造、流通する食品の収去検査 ●食品関係事業者の営業の許認可・衛生監視及び指導 ●食中毒発生時の調査及び違反業者に対する行政処分 ●食品衛生法や各自治体の条例に関する調査及び違反に対する行政処分 ●事業者や住民に対する食品衛生に関する情報提供及び教育・知識の普及 ●食品に関する苦情対応及び調査

保健所数、保健所の環境衛生監視員による調査・監視指導数、 営業施設数の推移

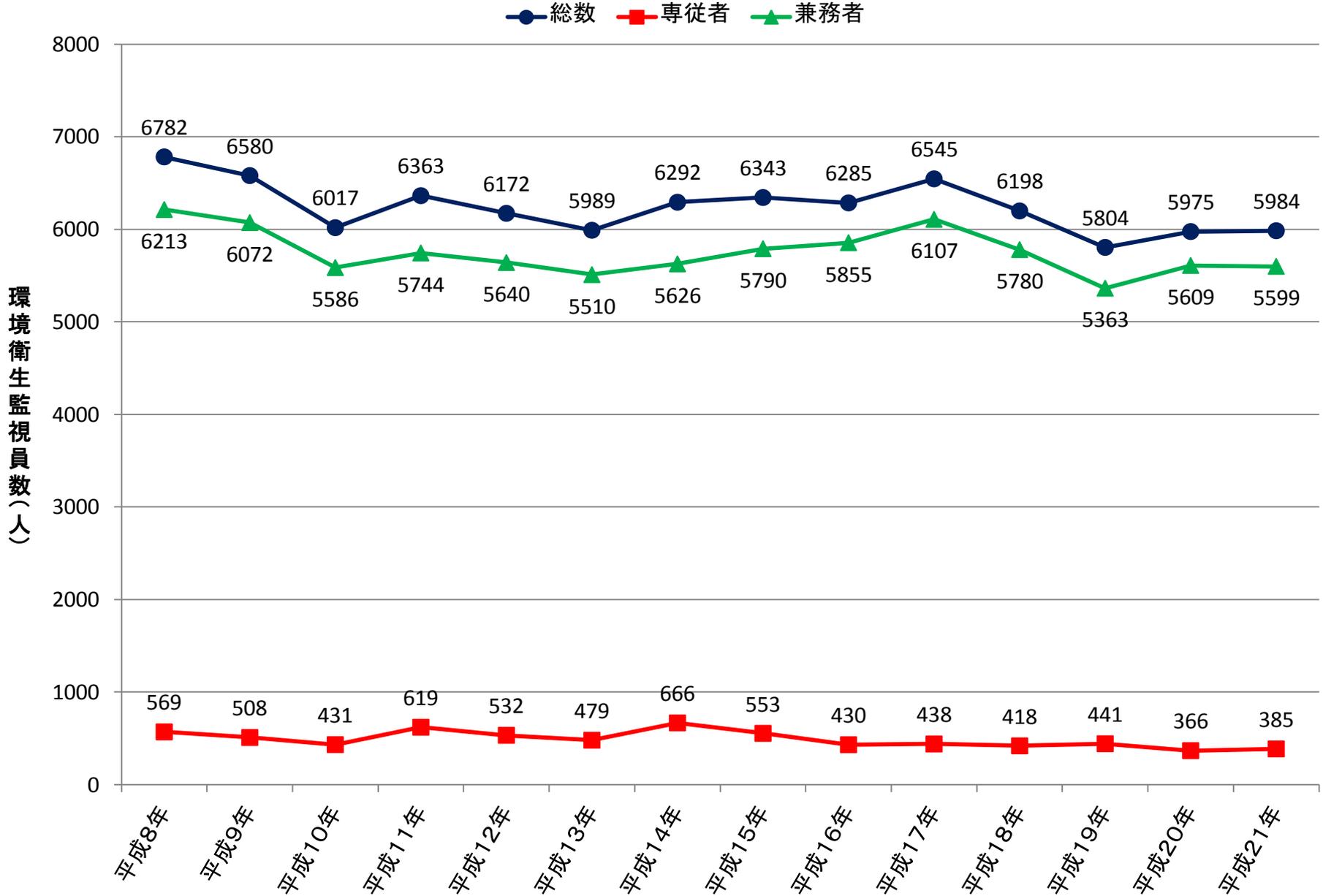
・調査・監視指導数

・営業所施設数

保健所数

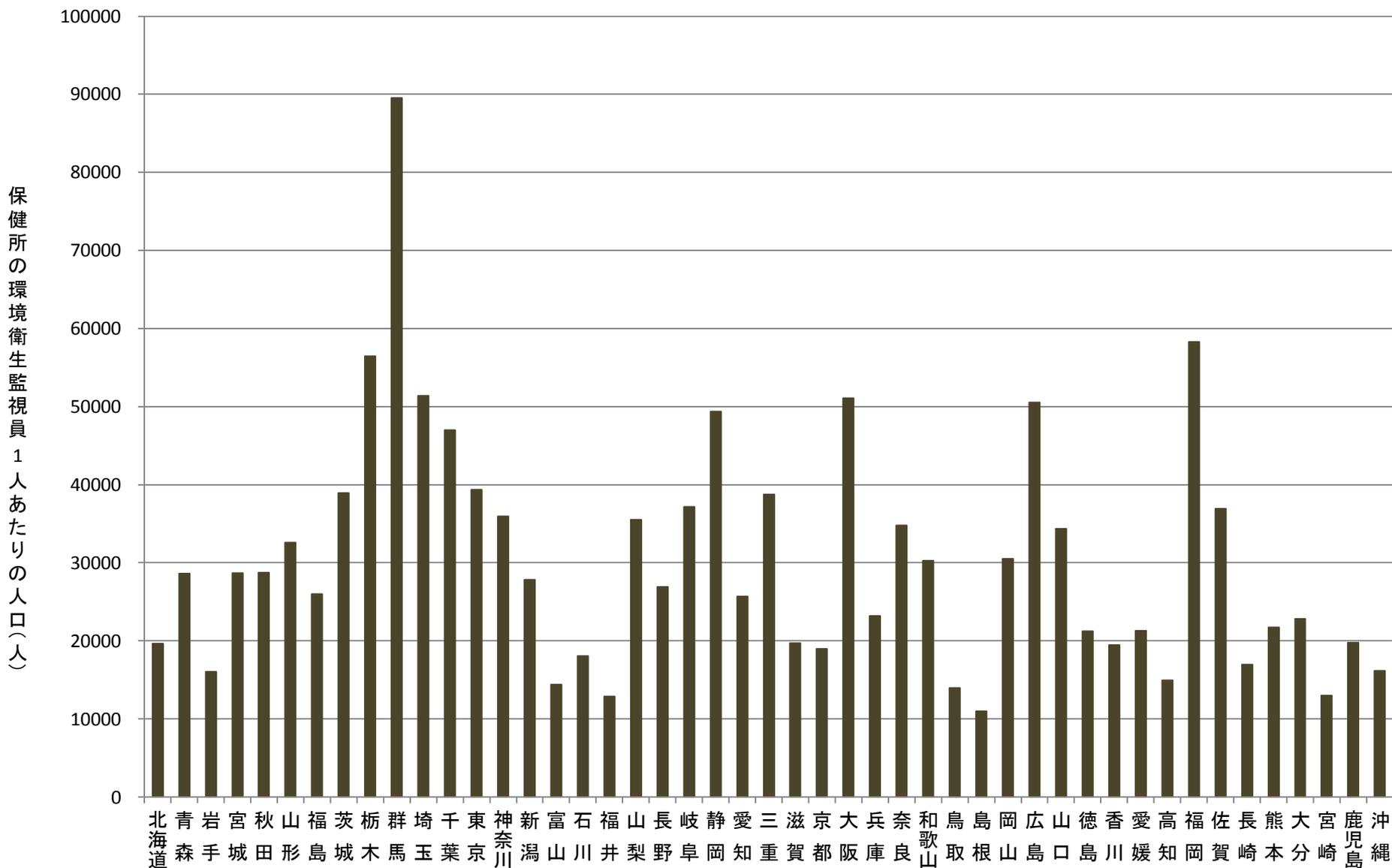


環境衛生監視員数の推移



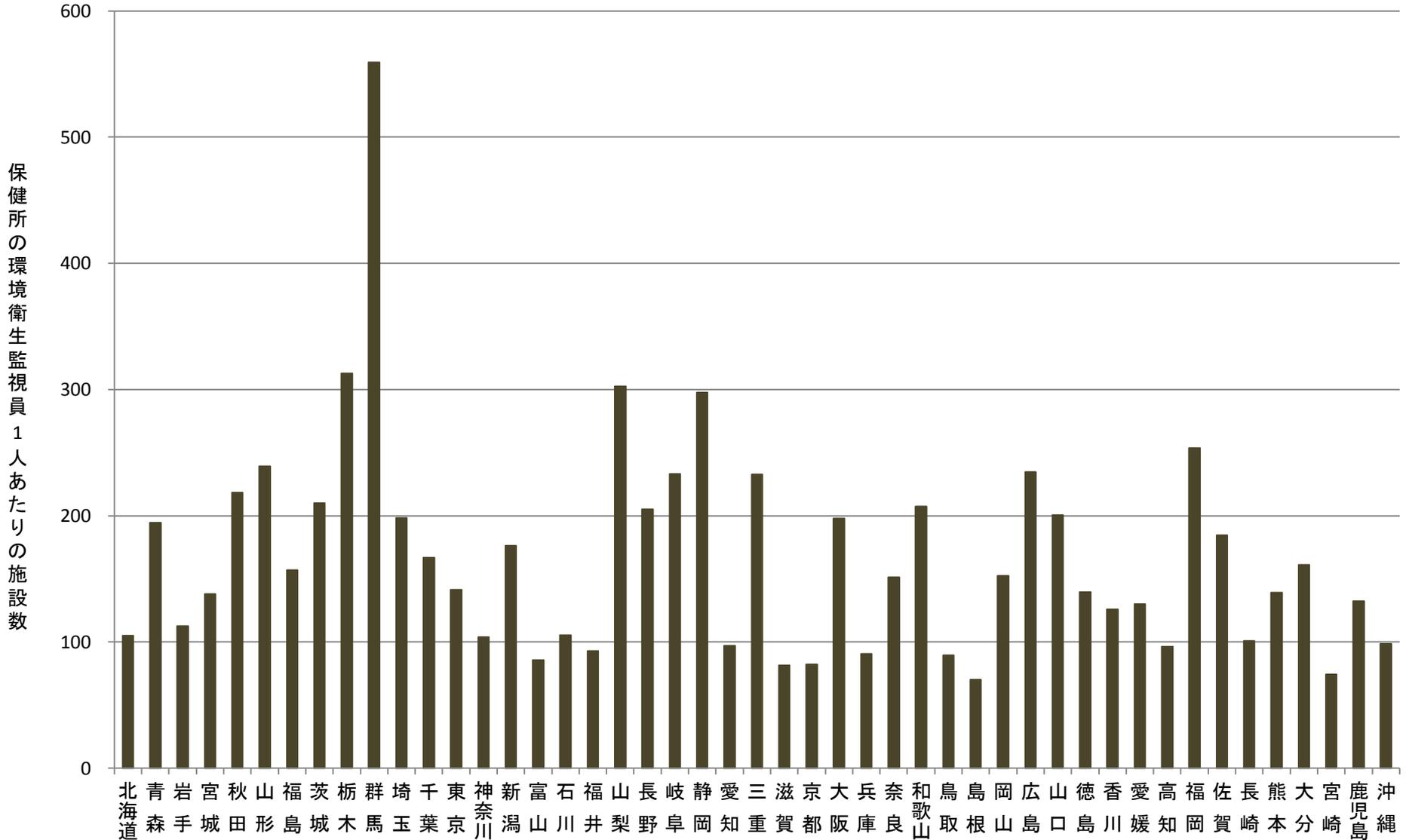
平成21年度 保健所の環境衛生監視員の1人あたりの対象人口

※保健所の環境衛生監視員については、専従者、兼務者の区別なし(以下のグラフにおいて同じ。)



平成21年度 保健所の環境衛生監視員1人あたりの生活衛生関係営業施設数

※生活衛生関係営業施設とは、興行場、旅館業、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所をいう。



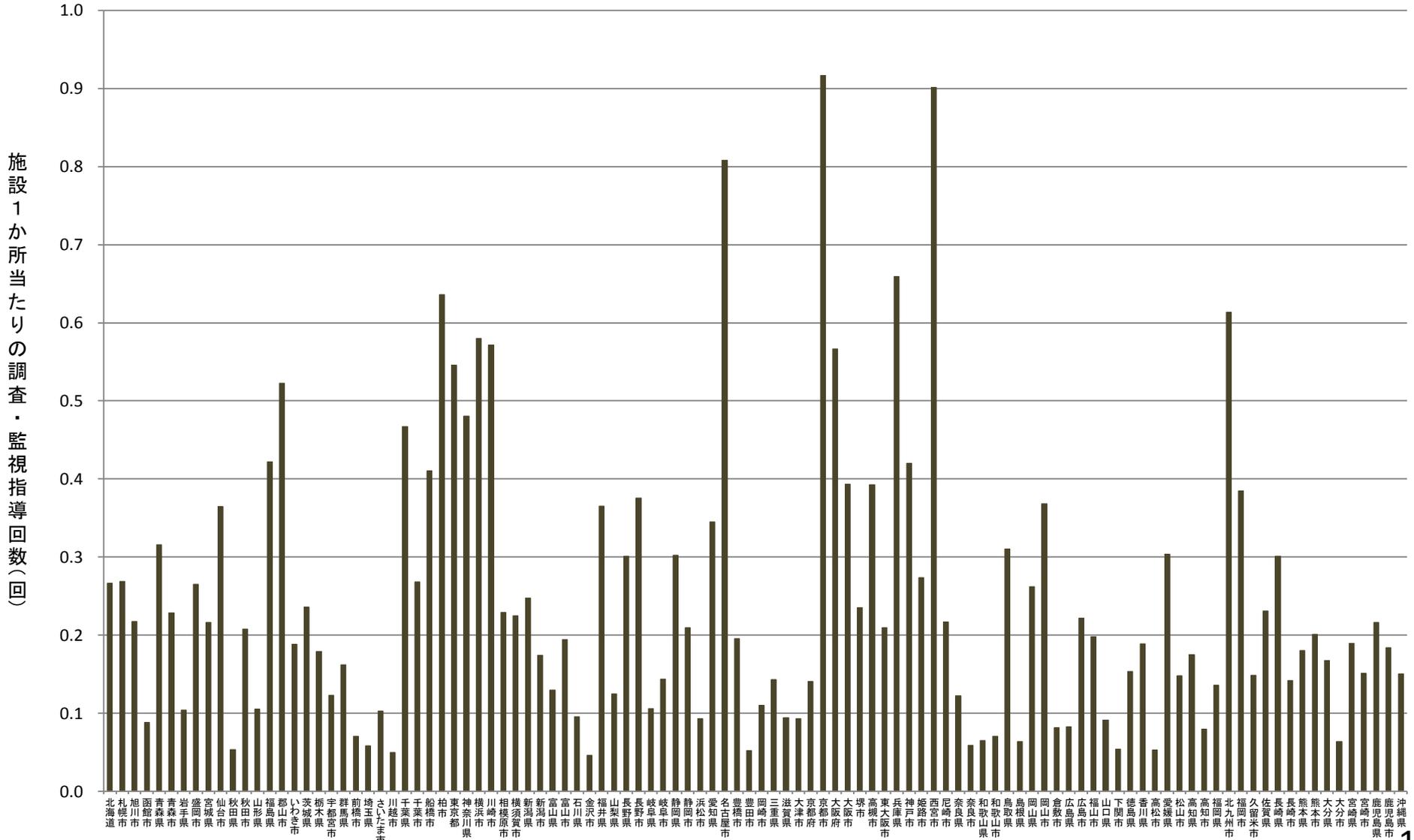
標準的な保健所機能（環境衛生監視について）

- 「標準」となる保健所機能（環境衛生監視員ベース）
 - 環境衛生監視員ひとりあたりの対象人口
 - 環境衛生監視員ひとりあたりの許可・届出事業所数
 - 環境衛生監視員ひとりあたりの年間許可・届出数
 - 環境衛生監視員ひとりあたりの年間監視指導数
 - 許可・届出事業所ひとつあたりの年間監視指導数
 - 保健所の標準的な運営費
- 保健所における組織体制、監視指導状況の歴史的変遷
- 全国平均と個別保健所との比較
- 「特異」となる保健所の評価
- 厚生労働省、都道府県から示している「規準（望ましい水準）」
- データの有無、ある場合の分析、ない場合の調査、等
- モデル的な活動事例の広報・普及

平成21年度 生活衛生関係営業施設1か所あたりの調査・監視指導回数

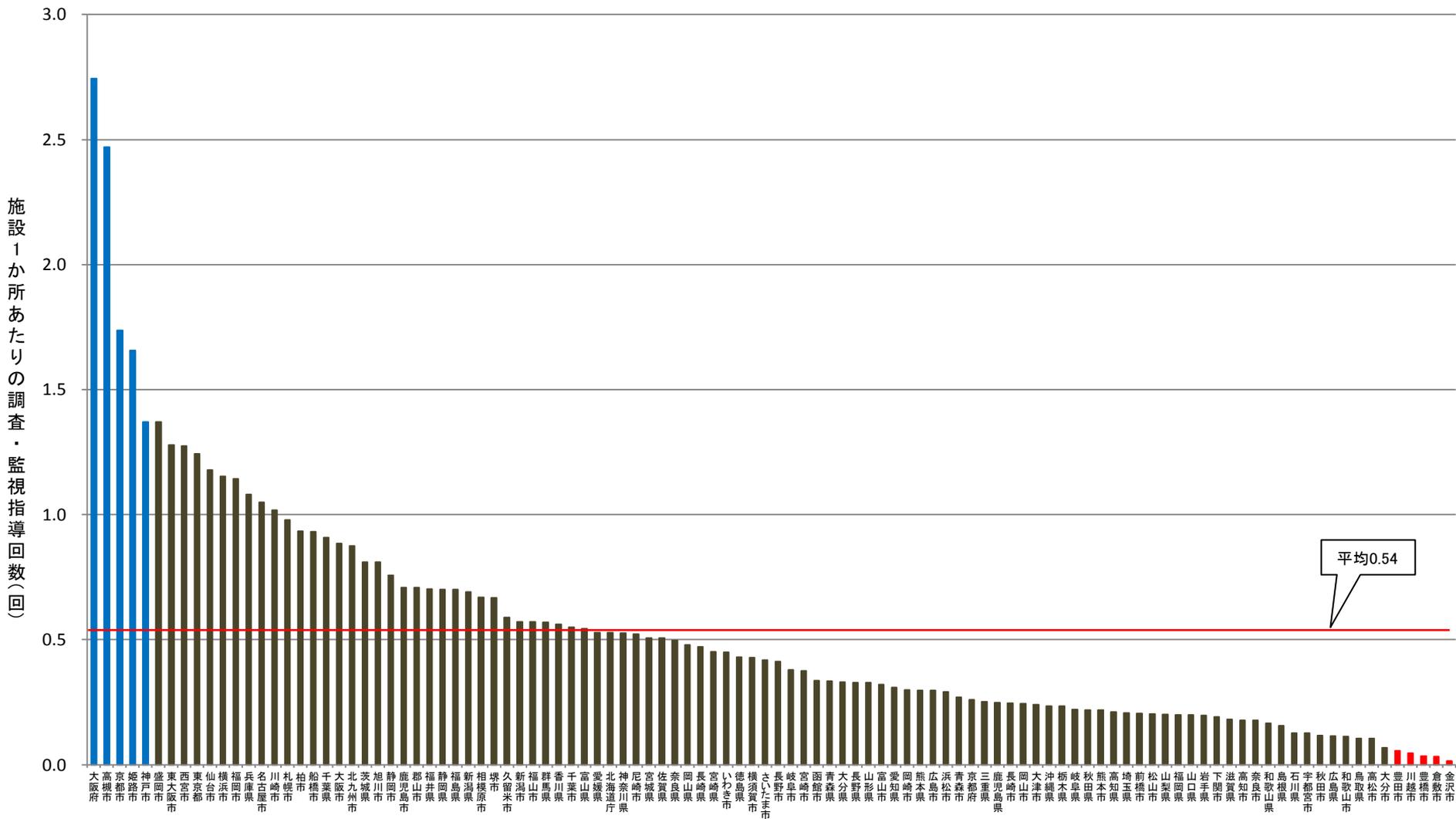
※生活衛生関係営業施設とは、興行場、旅館業、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所をいう。

※生活衛生関係営業施設への調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。



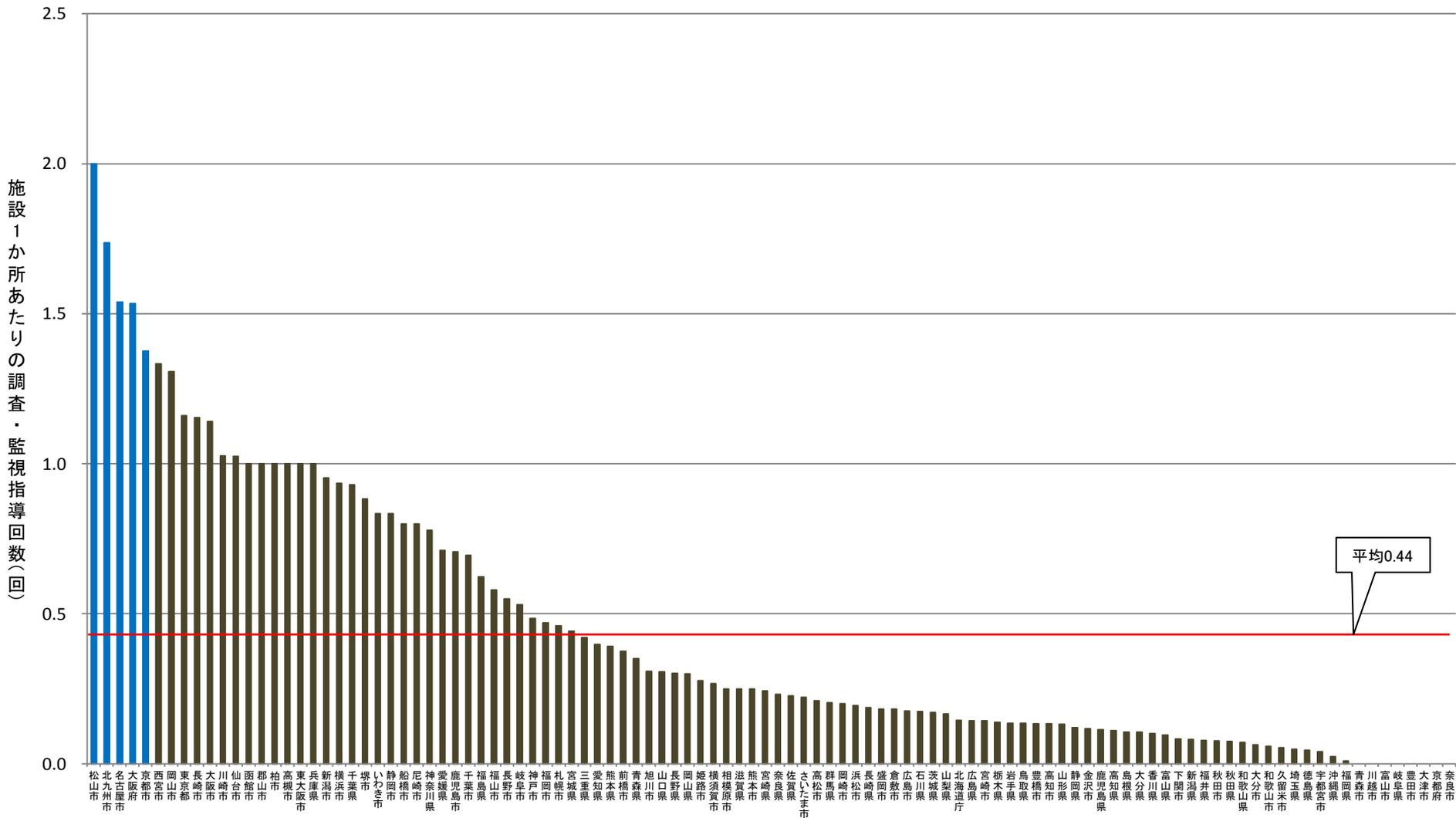
平成21年度 旅館等1か所あたりの調査・監視指導回数(降順)

※調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。



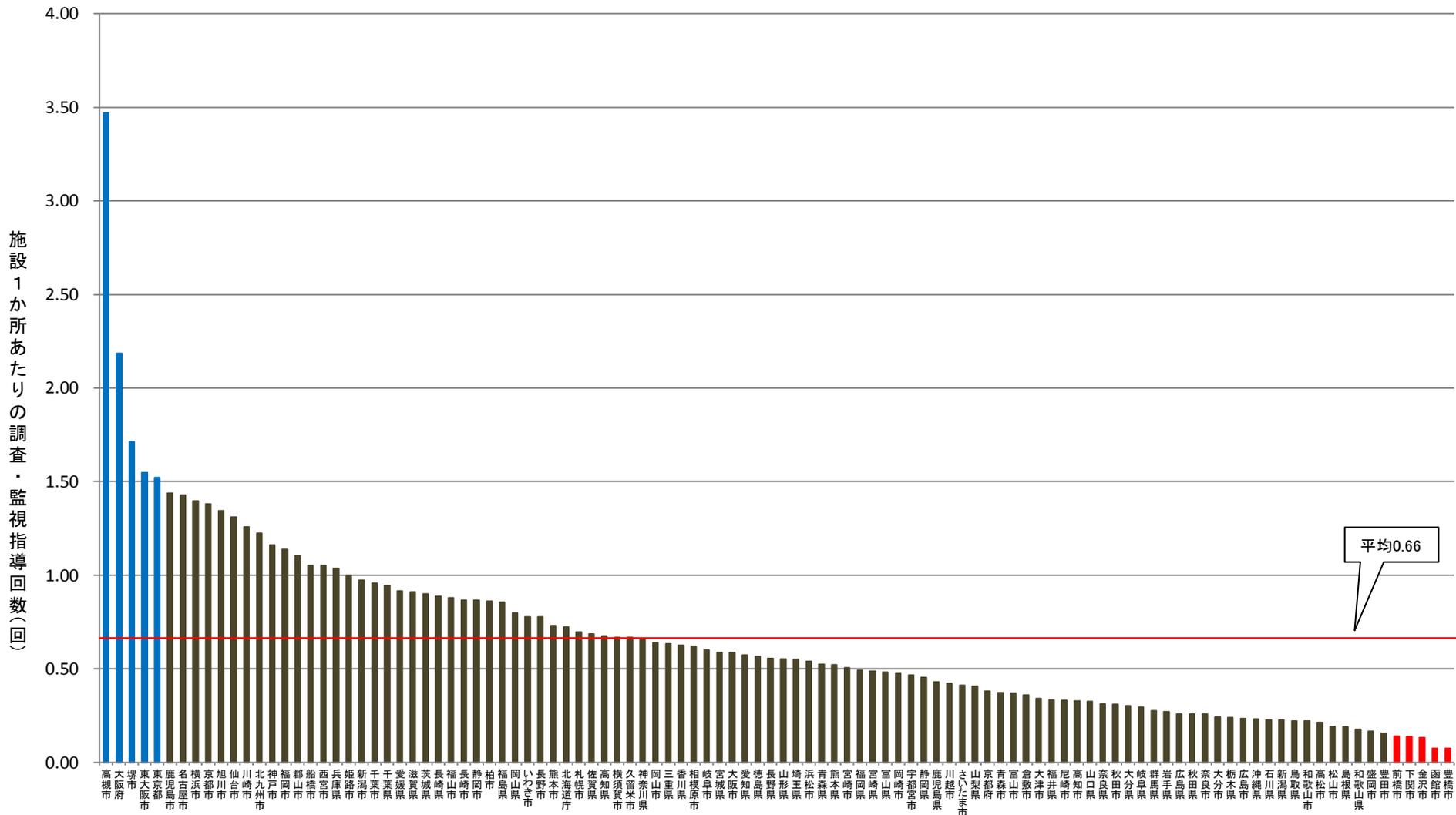
平成21年度 興行場1か所あたりの調査・監視指導回数(降順)

※調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。



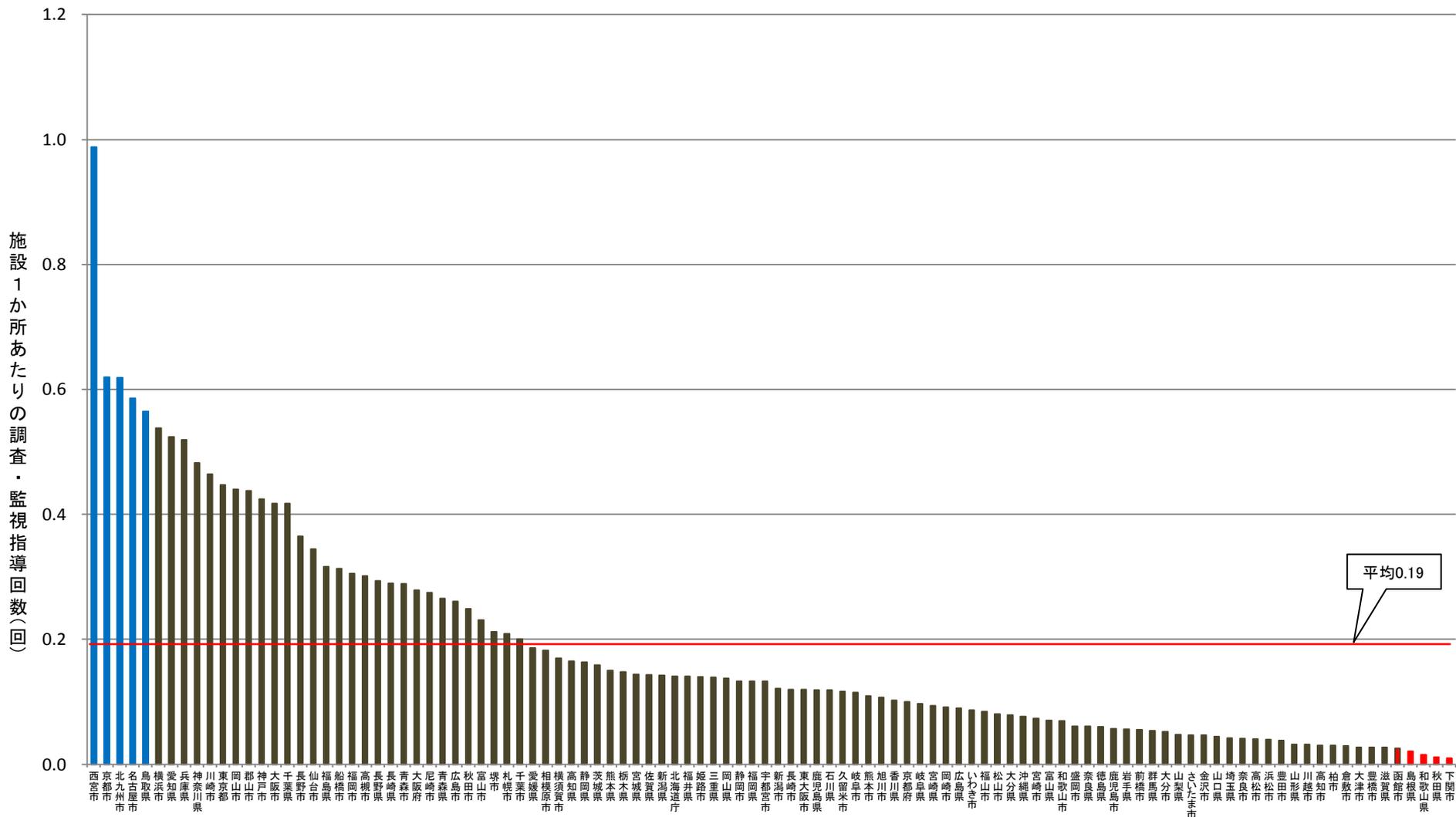
平成21年度 公衆浴場1か所あたりの調査・監視指導回数(降順)

※調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。



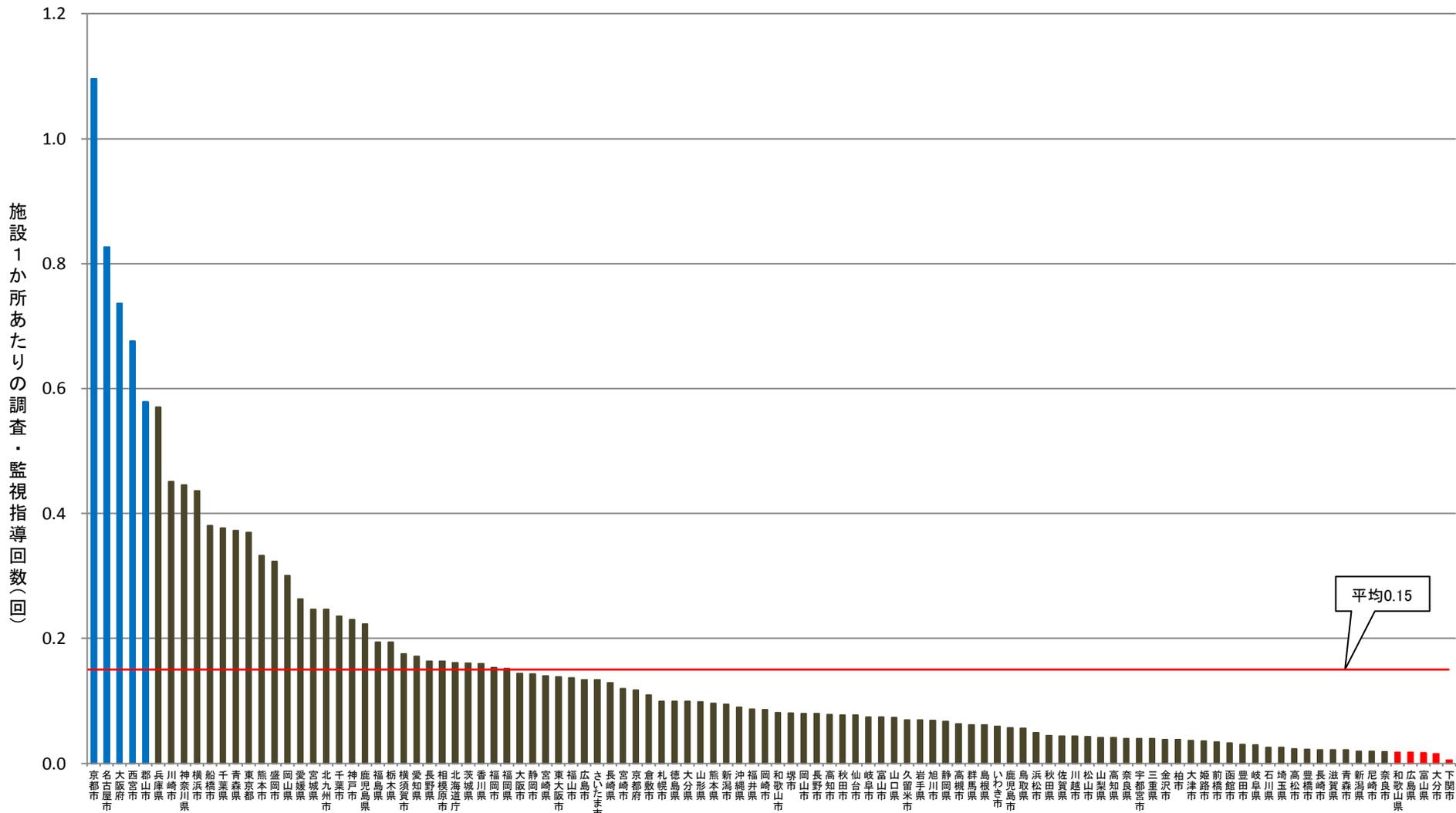
平成21年度 理容所1か所あたりの調査・監視指導回数(降順)

※調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。



平成21年度 クリーニング所1か所あたりの 調査・監視指導回数(降順)

※調査・監視指導回数は、保健所の環境衛生監視員が、立入検査対象施設に行った調査・監視指導回数及び許可前の調査指導及び使用前の確認のための調査指導(検査)を行った回数を示している。



生活衛生に係る事例(1)

【理容所】理容所で消毒が不十分だった事例 (H21. 発表論文)

- ・薬液や紫外線による消毒は行っているにもかかわらず、消毒前の洗浄が不十分でふき取り検査(ATP測定)で高い値を示す例が立ち入り検査で見られた。
- ・対象60施設(使用前カミソリ60検体)のATP平均値は2107RLU、中央値は734RLU
- ・アンケートでは75%が「洗浄している」と回答したが、約半数は流水で流すだけで、ホルダーから外しての洗浄は12%(98%の理容所では替え刃式が使われていた)
- ・分解洗い、擦り洗いの効果を数値で見せて、意識向上と実態改善が進んだ。

【学校等⇔理・美容所】アタマジラミ防除の地域的取り組み事例 (H23. 発表論文)

- ・年間83万世帯での発生があるとされ、各地域で組織的な対策が行われている。
- ・当該市域でH10年以降増加傾向にあり、200件を超えた19年から取り組み強化
- ・主要な感染経路と対策対象は学校・幼稚園・保育所 → 理容所との連携が有効

【ホテル】トコジラミ防除の現状と対策事例 (H23. 発表論文)

- ・近年、防除業者への依頼が急増しており、その半数がホテルである。
- ・寝具管理、清掃などに防除を考慮した体制がとれていない。
- ・不具合届出が制度化されているニューヨークでは爆発的に増大し、年間10000件を超えて社会問題化している。
→ わが国でも拡大が危惧される

生活衛生に係る事例(2)

【特定建築物】 披露宴会場でノロウイルスが感染した事例 (H21. 発表論文)

- ・感染者の嘔吐物が**結婚式場**じゅうたん床に付着し、ノロウイルス(感染性胃腸炎)が乾燥後飛散したことが事後の遺伝子解析から推定された。
- ・感染危険性の認識と、適切な清掃・処理の徹底が示唆される。

【社会福祉施設・医療機関】 施設系浴槽のレジオネラ対策の事例

(H22. 研究発表)

- ・**公衆浴場法及び旅館業法適用外の施設(社会福祉施設・医療機関)**のうち、気泡発生装置或いは循環ろ過方式浴槽を有する26施設について調査した。
- ・管理状況に「不適」項目がない施設は2のみであった。

【公衆浴場】 サウナ・岩盤浴での衛生状況測定事例 (H21. 発表論文)

- ・**公衆浴場20施設**で岩盤浴岩盤面17、サウナ床面4、浴室イス座面8の、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、一般細菌、ATP値を測定したところ、一部にATP値19000RLUを超える検体が見られた。
- ・大腸菌群、黄色ブドウ球菌については2件を除き概ね陰性。
- ・一般細菌数(CFU/cm²)とATP値に相関がみられ、維持管理指標として期待される。

生活衛生に係る事例(3)

【旅館】 都市圏宿泊施設の衛生管理実態の事例 (H23. 研究発表)

- ・**旅館業80施設**について指導要綱の監視表に基づく立ち入り検査(適/不適判定)と水質、空気環境、寝具管理、ネズミ等防除に関する測定を実施した。
- ・不適事項が多かった監視項目は、「給水・給湯・排水施設の維持管理(33%)」「消毒実施(29%)」
- ・水栓で遊離残留塩素濃度が基準値を下回った施設は4、給湯温が55℃を下回り塩素濃度も基準値以下の施設が14あった。
- ・一酸化炭素・二酸化炭素濃度及び一般細菌数は全施設で基準値以下で問題なかった。
- ・ダニアレルゲン量から推定すると10施設中、寝具中に2施設で1匹/100cm²を越えた(監視対象外だがカーペットでは2施設で350匹/100cm²を越えていた)。
- ・一般細菌、カビ、ダニ等はリネン室等での管理状況が重要であることが分った。

【特定建築物】 特定建築物における室内湿度状況 (H22. 厚労科研)

- ・全国的に相対湿度が40%の管理値を下回る不適事例が増加傾向にある。
- ・原因としては湿度管理が難しい個別空調方式の普及、室温上昇等が考えられる。
→生衛事業者がテナント入居する場合、利用状況を反映させた特段の管理が必要。

生活衛生に係る事例(4)

【理・美容所】環境監視頻度低下後の理容所衛生状況 (H20. 発表論文)

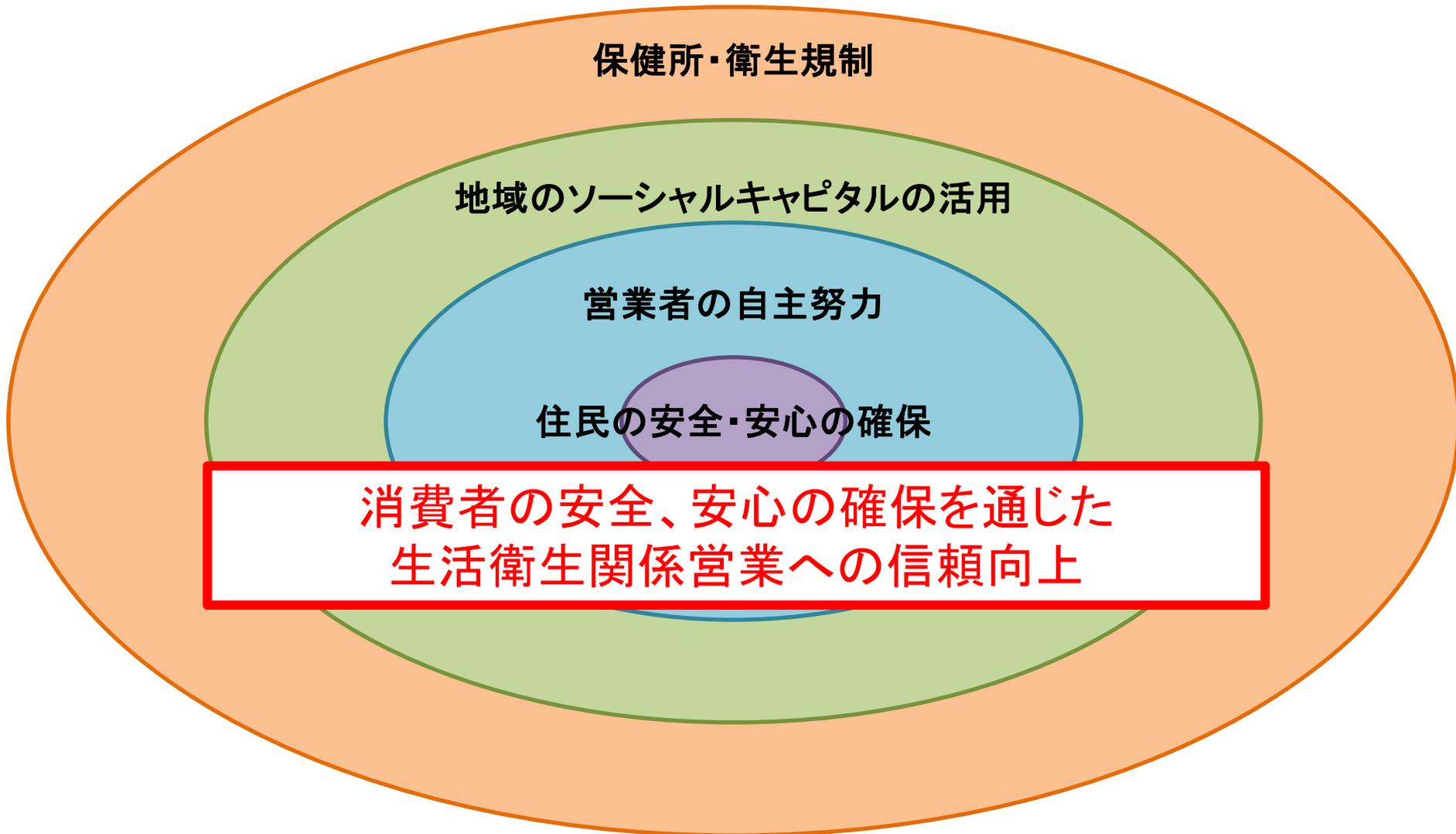
- ・昭和60年代に監視頻度を急激に低下させた保健所が、H17,18に実態把握のため立入りを実施し(理容所633、美容所783)、衛生状態が悪化した状況を報告している。
- ・構造設備の不適合は、理容所で30-40%、美容所で48-57%であった(項目別)。
- ・消毒手続きやその管理の不適率は、理容所で9-61%、美容所で25-87%であった。
- ・行政指導が行われない場合、有資格者による営業にもかかわらずこのような状況が現出する可能性が高く、継続的な監視と指導の必要性を示唆している。

【クリーニング】クリーニング所のセレウス菌検査の事例 (H21. 発表論文)

- ・H20のセレウス菌院内感染発生時に実施した検査で陽性となった事例の報告。
- ・食中毒や血液上水基準でも一般細菌に扱われる環境常在菌であり、通常工程での制御は困難。
- ・月に一度、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、一般細菌、セレウス菌、緑膿菌については商品の自主検査を実施している。(検出されたことはある)
- ・立ち入り検査で、拭取り6検体(洗濯機・作業台等)のうち3、採水検体中(排水)1が陽性を示した。(上水検体及びフェイスタオルは陰性)
- ・用途に配慮し、利用者と連携して使用形態を制限するなどの方策が必要。

生活衛生関係営業に係る衛生水準の向上

[消費者を取りまく三層構造]



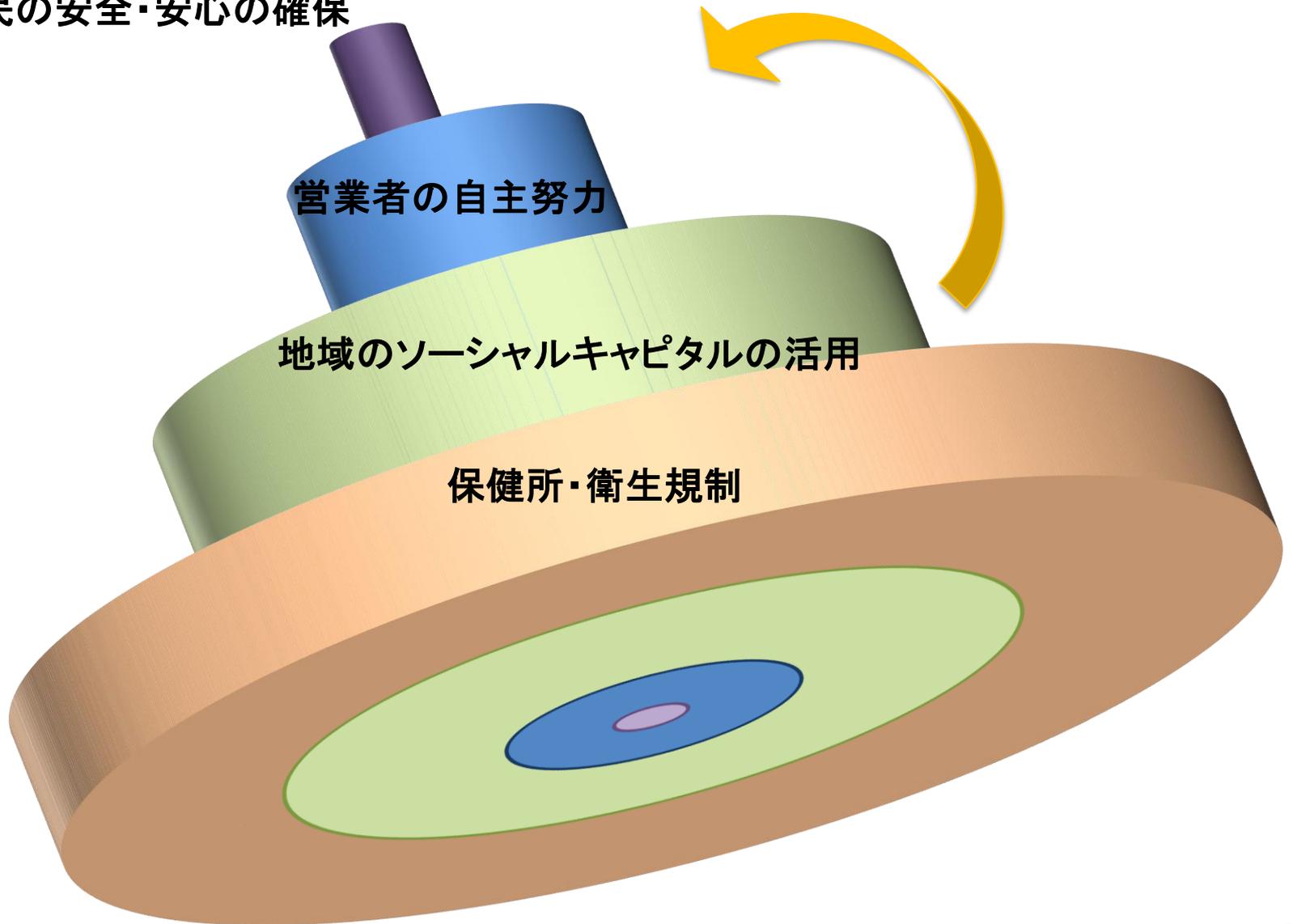
立体的な三層構造

住民の安全・安心の確保

事業者の自主努力

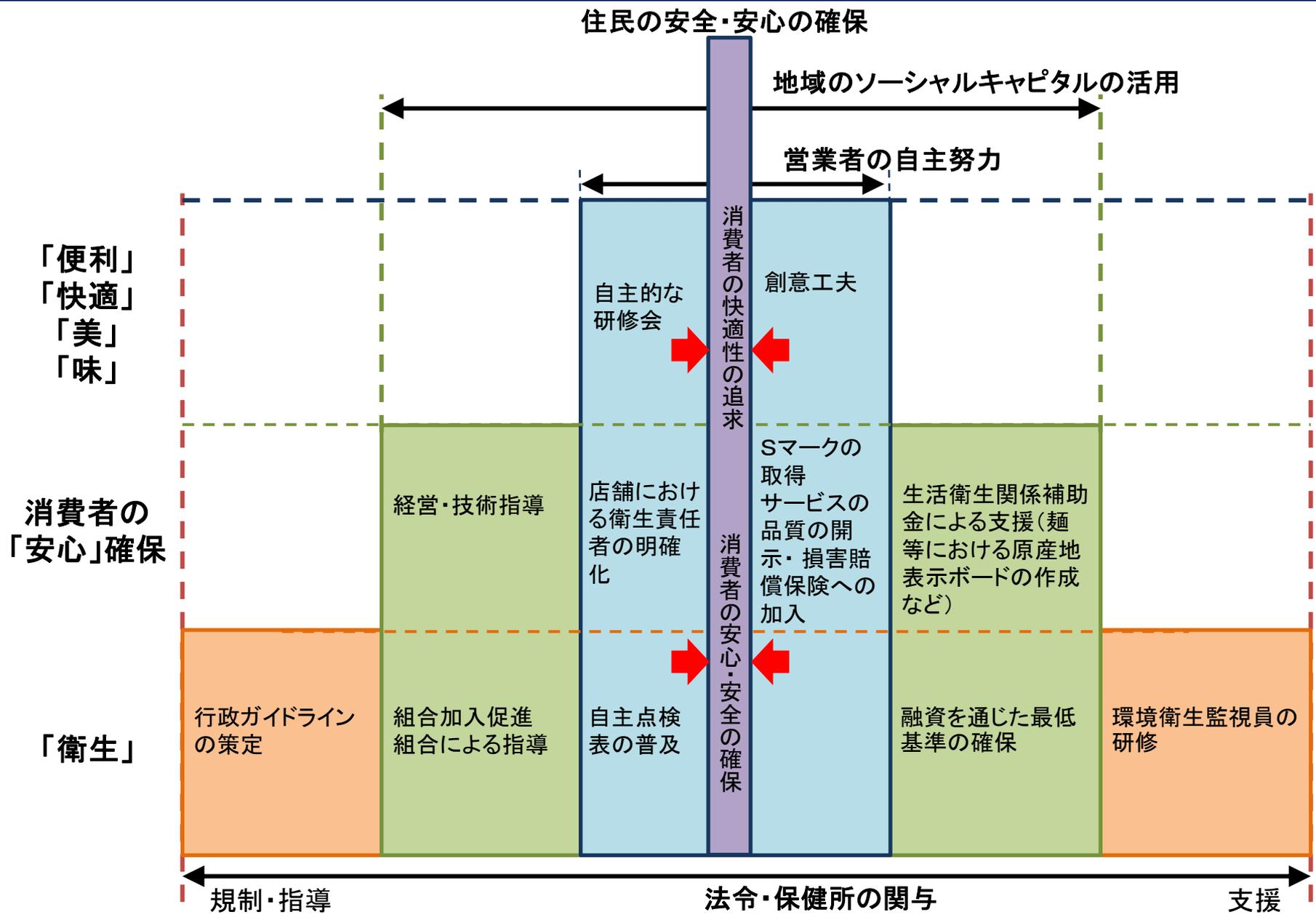
地域のソーシャルキャピタルの活用

保健所・衛生規制



生活衛生関係営業の課題(自主努力と規制・支援)

[断面図]



生活衛生関係営業に求められる課題と達成方策(イメージ)

	課題例	小規模零細事業者 〔 115万営業者の70%は、5人未満事業所 〕	中規模 	大規模事業者 〔 大規模チェーン店等 (例: マクドナルド 3,200店) 〕
「便利」 「快適」 「美」 「味」 (アメニティ)	<ul style="list-style-type: none"> おいしさ ファッション 	<ul style="list-style-type: none"> 各店舗の「創意工夫」 他店に対する優位性の確立  <ul style="list-style-type: none"> 主に、自主的な経営努力 「業界」での研修・情報交換を通じた競争力の確保・強化 <p>◎ 融資 △ 補助金 × 規制</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「ブランドイメージ」の確立と広告を通じた定着 大量仕入れを通じた安定(安価)供給  <ul style="list-style-type: none"> 自主的な経営努力と競争力強化
消費者の 「安心」確保 (適切な選択支援)	<ul style="list-style-type: none"> 原産地表示 アレルギー 清潔 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者ニーズの把握と対応 「業界」の公益的な取組を通じたサービス・商品の改善  <p>◎ 振興事業補助金を活用した業界全体の底上げ ○ 行政のガイドライン △ 規制</p>		<ul style="list-style-type: none"> 各事業者のサービス・商品の改善 生活衛生同業組合に加入していない事例も多いが、経費節減を目的として衛生確保が損なわれないよう注意が必要  <p>○ 行政のガイドラインと情報提供 △ 規制</p>
「衛生」 (社会防衛)	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒防止 感染症予防 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自身の必須の対応 組合による「指導」 「孤立する組合非加入事業者」への働きかけ  <p>◎ 振興事業補助金を活用した緊急課題への対応 ◎ 保健所の規制 ◎ 組合加入促進 ◎ 自主点検表の普及 ○ 融資を通じた最低基準の確保</p>		<ul style="list-style-type: none"> 事業者自身の必須の対応 生活衛生同業組合に加入していない事例も多いが、経費節減を目的として衛生確保が損なわれないよう注意が必要 「衛生意識の薄い大規模事業者」への意識喚起  <p>◎ 保健所、全国指導センターを通じた情報提供等</p>

地域保健対策・・・生活衛生関係に係る施策の方向性(案)

営業者の自立支援の促進

○業種ごとの自主管理点検表の普及・公表(リスクコミュニケーション)

1～2年間をかけて、現状把握と目標設定を明確にして、組合、都道府県生活衛生営業指導センターからの指導を促進してはどうか。また、リスクコミュニケーションの一つとして、自主管理点検表の店舗への掲示等を進めてはどうか。

ソーシャルキャピタルである生活衛生同業組合の活用と機能強化

(組合の機能強化)

○自治体による新規営業業者等の組合加入に係る情報提供を進めているが(平成23年7月厚生労働省課長通知)、さらにその努力を自治体、組合双方が取り組み、その成果把握に努めてはどうか。とりわけ、地域で孤立する営業業者への働きかけを強化してはどうか。

(組合、全国指導センターの活用)

○公衆衛生情報の保健所等から営業業者への伝達機能の促進を図ってはどうか。

○全国指導センターにおいて、大規模チェーン店、その団体との連携を図り、公衆衛生情報の提供機能を強化してはどうか。

規制・監視体制の強化

○環境衛生監視員による指導・監視体制について、指導・監視の地域間格差を分析・評価し、結果を自治体に広く周知して、底上げを図ってはどうか。

○監視指導状況が特に高い自治体と低い自治体の取り組みの分析を行ってはどうか。

○環境衛生監視指導の行政指導結果をフィードバックすべきではないか。

○厚生労働省では、環境衛生監視員研修の創設を24年度予算案に盛り込んでいるが、効果的な内容となるよう、厚生労働省、保健医療科学院、関係自治体で内容をよく協議してはどうか。